日銀市第２４号

平成２９年２月２２日

担保差入金融機関等　御中

日本銀行

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」の一部改正に関する件

日本銀行では、適格担保制度の円滑な運用を図る観点から、「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」の一部を別紙のとおり改正し、平成２９年２月２８日から実施することとしましたので、通知します。

以　　上

別紙

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」中一部改正

○　（はじめに）を横線のとおり改める。

（はじめに）

○ 日本銀行が各種の取引を実行する際に受入れる担保は、日本銀行が予め適格担保として認めたものに限られます。すなわち、債券や手形、電子記録債権、証書貸付債権、住宅ローン債権信託受益権などを担保として差入れるには、当該債券が適格債券として選定されていること、当該債務者が適格支払人等として選定されていること、または当該住宅ローン債権信託受益権が適格住宅ローン債権信託受益権として選定されていることが必要となります。

――　日本銀行の適格担保制度の概要図は、（資料）をご参照下さい。

――　適格となりうる担保の種類は、「適格担保取扱基本要領」別表~~１~~、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に記載しています。これらの要領や特則は、日本銀行ホームページ（「オペレーション等に関する基本要領」の中）で公表しています。

以下略（不変）

○　Ⅷ．４．（２）の次に次の（資料）を加える。

# （資料）

適格担保制度の概要図

* 日本銀行では、金融機関等から信用度・市場性等が十分な金融資産を担保として受入れており、こうした担保を「適格担保」と呼んでいます。
* 日本銀行は、金融機関等に対して、共通担保資金供給オペ、補完貸付、日中当座貸越などの与信を、適格担保の範囲内で実行しています。

金融機関等

（適格担保の差入）

日本銀行

（債権）

金融資産（注）

政府、地方公共団体、

企業など

（与信）

証書貸付債権

社債

手形

地方債

国債

　　　　　　　　　　　　等

（注）本資料では、適格担保となりうるものの一部を示しています。

（必要に応じて）

適格担保の差入と併せて対抗要件具備等に必要な書類を提出

以　上

共通担保資金供給オペ、補完貸付、日中当座貸越など